



# 犬・ねこは正しく飼いましょう



犬・ねこは、一方的に愛情を注いだり、姿やしぐさを楽しむだけでなく、ともに暮らし、ときには心を通い合わせる人生のパートナーとなってくれます。

その一方で、間違った飼い方をすることによって、犬・ねこの存在が、飼い主や周囲の人たちへのストレスやトラブルの原因になることもあります。今一度、犬・ねこの飼い方について考えてみませんか。



## 犬の飼い方

フンの処理はきちんとしましょう。  
犬の苦情で一番多いのは、フンに関する事です。フンにはサルモネラ菌や大腸菌が含まれており、公園や道に置き去りになったフンに、誤って子どもが触れることにより、食中毒などを引き起こす危険性があります。

散歩のときは必ずリードをつけましょう。  
放されている犬を怖がる人もいます。散歩中は、リードの長さを短めにするなど、周囲の人の迷惑にならないようにしましょう。

放し飼いは法律で禁止されています。  
屋外で飼うときは、鎖で繋ぐか、囲いの中で飼いましょう。

常に清潔を心がけましょう。  
犬を飼育している場所を清潔にし、悪臭などが発生しないようにしましょう。

無駄吠えには注意しましょう。  
犬の無駄吠えは、隣近所の生活リズムを崩すなど、精神的苦痛を与えることもありますので、気をつけましょう。



## ねこの飼い方

室内で飼いましょう。  
ねこは、特性をよく理解し、環境を整えることによって、ストレスなく室内で暮らせる動物です。室内で飼うことで、周囲への迷惑を少なくするだけでなく、事故や感染症からねこを守ります。身元を表示しましょう。

衰弱や事故などで保護されるねこのほとんどは、飼い主が判明しません。飼い主の責務として、迷子札やマイクロチップなど、飼い主が分かる標識を付けましょう。

野良ねこへの餌付けはやめましょう。  
かわいそうだからという理由で安易に野良ねこにエサを与えると、不衛生な結果を招き、周辺住民の迷惑にもなります。

## 犬の登録・狂犬病予防注射を忘れずに

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は生後91日を越えたら毎年1回行うことが、義務付けられています。

問い合わせ 市民安全部生活課(滝野庁舎) ☎ 48-3528

## 消費生活相談窓口からのお知らせ

### 趣味に付け込む電話勧誘にご注意を

加東市消費生活相談員 池野美弥子

高齢者をターゲットに、新聞や雑誌等に「短歌」「俳句」「絵画」「書道」などの作品掲載を依頼する、電話勧誘のトラブルが発生しています。

具体的な手口として、新聞広告に短歌などの作品を掲載させて欲しいという電話が、突然かかってきます。その際に「すばらしい作品だから」と消費者の気分を高揚させたり、「掲載料が無料だから」と虚偽の説明で消費者を勧誘するなどの手口で、掲載をせまってきます。言われる言葉を信じて依頼すると、後日、高額な請求書が送られてきて、話が違ってから解約したいと申し出ても、「すでに印刷しているから解約できない」などと言って、解約に応じないケースがあります。

また、最初に勧誘を断っているのに、勝手に掲載して、後日、掲載紙と高額な

請求書を送ってくるという悪質なケースもあります。

### 「トラブル防止のアドバイス」

掲載の新聞(雑誌)名、掲載時期、掲載料金など、条件を必ず確認しましょう。しつこい勧誘にはきちんと意思表示し、断りましょう。

無断で掲載されたり、勧誘を断っているのに請求書が届いた場合は、契約は成立していませんので、支払う必要はありません。電話勧誘販売の場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。困ったときは、すぐに消費生活相談窓口(滝野庁舎)に相談してください。

### 問い合わせ

加東市消費生活相談窓口  
(滝野庁舎生活課内)  
☎ 48-3528